

広域連合条例第 1 号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第 3 条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は別表第 1 に掲げる報酬表によるものとする。

2 前項の報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第 4 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第 5 条 職員となった者の号給は、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当に係る報酬)

第6条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当相当分を報酬水準に加味して支給する。

2 地域手当相当額は、基準額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額(以下同じ。)とする。

(報酬の支給)

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、広域連合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給する

とき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤に係る費用弁償）

第9条 職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。）第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第6項までの規定の例による。

（公務のための旅費に係る費用弁償）

第10条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の例による。

（時間外勤務に係る報酬）

第11条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、同項の勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、同条に規定する勤務

1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務 1 時間につき、第 14 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 14 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100 分の 50
（休日勤務に係る報酬）

第 12 条 勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。

以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(期末手当)

第13条 給与条例第20条から第22条までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第12条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第14条 第11条及び第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び広域

連合長が規則で定める手当に相当する報酬の月額に 12 を乗じて得た額を当該職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから広域連合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第 7 条第 2 項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額を当該職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第 7 条第 3 項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第 7 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第 7 条第 2 項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

(報酬の減額)

第 15 条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項第 1 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項第 2 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第 16 条 給与条例第 28 条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及

び期末手当」とあるのは「報酬及び期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬」とそれぞれ読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

報酬表

1 行政職報酬表

職務の級 号給	1級 報酬月額
1	149,600円
2	150,700円
3	152,000円
4	153,100円
5	154,200円
6	155,300円
7	156,500円
8	157,600円
9	158,600円
10	160,100円
11	161,400円
12	162,700円
13	163,900円
14	165,500円
15	167,000円
16	168,700円
17	169,900円
18	171,400円
19	173,000円
20	174,500円
21	175,800円
22	178,600円
23	181,200円
24	183,900円
25	186,600円
26	188,300円
27	190,000円
28	191,700円
29	193,200円

2 医療職報酬表

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
1	169,300 円	197,000 円
2	170,700 円	199,200 円
3	172,200 円	201,300 円
4	173,700 円	203,400 円
5	175,100 円	205,500 円
6	176,600 円	207,900 円
7	178,200 円	210,200 円
8	179,700 円	212,500 円
9	180,900 円	214,800 円
10	182,700 円	216,300 円
11	184,300 円	217,700 円
12	185,900 円	218,900 円
13	187,300 円	220,400 円
14	189,300 円	221,800 円
15	191,400 円	223,300 円

別表第 2（第 4 条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
行政職	1 級	定例的な業務を行う職務
医療職	1 級	准看護師の職務
	2 級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務